

船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画

(素案)
＜概要版＞

「人にやさしく
安全に安心して
住み続けられるまち」
の実現

1

計画の概要

計画の目的

船橋市では、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という）への支援や耐震問題など、早急に取り組むべき課題や住宅に対する多様化したニーズへの対応が重要となり、平成 15 年 3 月に「人にやさしい住み続けられる居住環境」を基本理念とする「船橋市住宅マスタープラン」を策定しました。

その後、平成 21 年 3 月に「船橋市住生活基本計画」の策定、平成 28 年 3 月に「船橋市住生活基本計画」の改定及び「船橋市高齢者居住安定確保計画」の策定を行い、市民が安心して住み続けられる地域社会の実現のために、住宅の確保と質の向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

これら 2 つの計画を統合する形で、本市の住宅政策を長期的な視点から一体的に整理・体系化し、市民が安心して住み続けられる地域社会の実現を目的として、今後の住宅政策を展開する際の方向性を示すため「船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画」を策定します。

計画の位置づけ

住生活基本法に基づく「住生活基本計画（全国計画）」を踏まえ、「船橋市住生活基本計画」を策定します。また、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、「高齢者居住安定確保計画」を策定します。

そのうち「高齢者居住安定確保計画」は、船橋市地域包括ケアシステム推進本部における「住まい部会」の施策を推進するための計画でもあります。

またこれらの計画は、「船橋市総合計画」や、その他の関連する計画との整合を図るものとします。

計画の構成

「住生活基本計画」は、住生活基本法に基づく新たな「住生活基本計画（全国計画）」の視点を取り入れており、「高齢者居住安定確保計画」は、「住生活基本計画」と並列一体の形としております。

また、前計画では、居住者への支援から都市計画に至るまで幅広い視点を並列に盛り込んで掲載していましたが、今計画では、新たな全国計画における、居住者の視点と住宅ストックの視点を中心にする形で整理しました。しかしながら、住生活の向上は居住者と住宅のみで図られるものではなく、防災や周辺の環境の充実も不可欠であることからこれらの分野についても別に章を設けて掲載しております。

計画期間

計画開始年度を令和 3 年度とし、令和 12 年度までの 10 年間とします。

2

住宅政策の基本理念

「人にやさしく安全に安心して住み続けられるまち」の実現

課題を踏まえつつ、これまでの基本理念を継承して、今後の住宅施策を展開します。

3

住宅政策の基本目標

基本目標（１） 住宅セーフティネットの充実

住宅確保要配慮者の居住の安定につながる住まいづくりを促進することはもちろん、関係団体とのネットワーク等により、多様な居住ニーズに対応した居住支援を充実させることで、住まいと居住支援に係るサービス等が一体的に提供され、様々な世帯が地域の中で共存しながら、安心して暮らすことができる住まい・住環境づくりを目指します。

《施策の方向》

1-1 住宅セーフティネットの充実

〔関連する主な市の事業等〕

- ☐ 高齢者住み替え支援事業
- ☐ 親世帯・子育て世帯近居同居支援事業
- ☐ 家賃低廉化支援事業
- ☐ 船橋市居住支援協議会
- ☐ 市営住宅の供給



《主な施策》

- ① 多様なニーズに応じた居住支援の充実
- ② 住宅確保要配慮者に対する多様な住まいの供給促進

基本目標（２） 住宅ストックの適正な管理と質の向上

住宅のバリアフリー化や環境への配慮、マンションや空き家の適正管理・有効活用促進などの総合的な取組により、長期にわたって住み続けられ、次世代に引き継がれる良質な住宅ストックの形成を目指します。

《施策の方向》

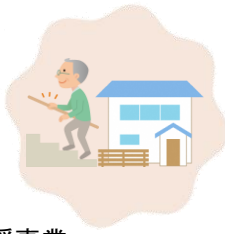
2-1 住宅ストックの質の向上

2-2 分譲マンションの適正な管理

2-3 空き家の管理と空き家防止対策

〔関連する主な市の事業等〕

- ☐ 住宅バリアフリー化等支援事業
- ☐ 住まいづくり相談の実施
- ☐ マンション管理適正化の推進
- ☐ マンションセミナーや相談会の開催
- ☐ マンション管理士等派遣事業
- ☐ 分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業
- ☐ 「マイホーム借上げ制度」等の周知



《主な施策》

- ① 次世代に引き継がれる住宅ストックの形成
- ② 住まいの防災対策の推進
- ① マンション管理組合による主体的な維持管理の促進
- ② マンションストックの耐震性・安全性の確保
- ③ マンション居住者への防災対策の推進
- ① 管理不全の空き家の防止・解消
- ② 空き家化の予防
- ③ 空き家の流通促進・活用

市営住宅供給方針（計画期間：令和３年度～令和１２年度）

■方針の目的	本方針は、最低居住面積水準の住宅を市場において自力で確保することが困難な住宅確保要配慮者に対して市営住宅を供給するにあたり、中長期的な展望から供給量を設定することを目的とします。 なお、公営住宅の供給を含む住宅ストック数には変動が生じ得ることから、本方針は５年間の実施をもって見直しを行うものとします。
■方針の期間	本方針の期間は、令和３年度から令和１２年度までの１０年間とします。 令和３年度以降の供給戸数については、平成３０年住宅・土地統計調査の結果等を踏まえ、以下のように設定します。
■供給戸数	（１）方針期間における供給戸数は１１０戸を目標とします。 （２）令和３年度から令和７年度までの５年間で７０戸を供給します。 （３）令和８年度から令和１２年度までの５年間で４０戸を供給します。

船橋市マンション管理適正化推進計画（計画期間：令和３年度～令和１２年度）

- 船橋市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標
- 船橋市の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために船橋市が講ずる措置に関する事項
- 船橋市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項
- 船橋市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（船橋市マンション管理適正化指針）に関する事項
- マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 計画期間

基本目標（３） 高齢者の多様な住まい方の充実 （高齢者居住安定確保計画における基本目標）

高齢者の居住安定確保のための基本目標

高齢者が増加する中で、居住する住宅に不便を感じている高齢者も多く、高齢者世帯のニーズにあった住まいづくりが求められています。また、高齢期の住まいとして持ち家一戸建以外を希望するなど、高齢期の居住ニーズも多様化しており、高齢者ひとりひとりの事情にあわせた居住支援が求められています。

そのため、多様なライフスタイルやライフステージに応じて適切な住まいを選択でき、ハード・ソフトの両面から、高齢者が住み慣れた地域で健康に安心して暮らし続けられる住まい・住環境づくりを目指します。

《施策の方向》

3-1 住宅の質の向上

3-2 多様な住まいの確保

3-3 居住支援の充実

《主な施策》

- ①住宅バリアフリー化等支援事業
- ②分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業
- ①家賃低廉化支援事業
- ②市営住宅優先入居
- ①高齢者住み替え支援事業
- ②親世帯・子育て世帯近居同居支援事業



船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画【概要版】

令和 年 月

編集・発行 船橋市建設局建築部住宅政策課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25 TEL 047-436-2712

※計画本文は、ホームページ上からダウンロードできます (<https://www.city.funabashi.lg.jp>)